

2022年8月12日

愛知県教育委員会教育長 殿

在校等時間記録の改ざんを
懲戒処分の対象として明示することを求める請願

住 所 [REDACTED]

(団体名) 愛知部活動問題レジスタンス(IRIS)

氏 名 代表 加藤豊裕 [REDACTED]

1 請願の趣旨

教職員の在校等時間記録改ざんの実態について、公的な調査は未だ行われていません。しかし、各地の教職員組合や、名古屋大学教授・内田良氏らによる調査では、教職員自身による改ざんに加え、管理職の指示による改ざんも少なからず生じていることが分かっています。

管理職の指示により虚偽の在校等時間記録を残させることが信用失墜行為に該当し、懲戒処分等の対象となりうることは、国会や記者会見における文部科学大臣の発言や、文部科学省の通知等でも繰り返し指摘されているところです。

管理職の指示による在校等時間記録の改ざんが生じている原因の一つとして、この行為が懲戒処分等の対象となりうることが管理職の間で十分理解されていないことが考えられます。愛知県教育委員会が公表している「懲戒処分の基準」は、教職員を対象とする懲戒処分から代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものですが、ここには在校等時間記録の改ざん指示についての記述がありません。

虚偽の在校等時間記録を残させることが信用失墜行為に該当し、懲戒処分等の対象となりうることについて、「懲戒処分の基準」に明記していただけないでしょうか。このことにより、まずは管理職の指示による記録の改ざんをなくしていくべきだと思います。

2 請願項目

「懲戒処分の基準」の「第3 標準例」の中で、虚偽の在校等時間記録を残させることについて取り上げること。

